

# ○飯塚市水道事業給水に関するご案内

---

令和4年4月1日現在

## 目次

I	総 則	1
1.	適 用	1
2.	定 義	1
3.	給水装置の種類	2
4.	共用給水装置の位置	2
5.	給水装置の所有者の代理人	2
6.	総代人の選定	2
7.	同居人等の行為等に対する責任	2
8.	給水装置の管理	3
II	料金及び手数料	4
1.	料金の支払義務	4
2.	料 金	4
3.	料金の算定	5
4.	料金の徴収期	5
5.	料金の納期限	5
6.	水量の認定	5
7.	共用給水装置の水量認定	5
8.	特別な場合における料金の算定	6
9.	料金の前納	6
10.	用途その他の認定	6
11.	料金の徴収方法	6
12.	料金の分割納付	6
13.	中止又は廃止の届出	7
14.	手 数 料	7
15.	料金、手数料等の軽減又は免除	7
III	給 水	9
1.	給水の原則	9
2.	メーターの設置	9
3.	メーターの貸与	9

4.	メーターの保管責任 .....	10
5.	給水契約.....	10
6.	届出.....	10
7.	私設消火栓の使用.....	11
8.	給水装置及び水質検査 .....	11
IV	管 理 .....	12
1.	検査等及び費用負担 .....	12
2.	給水装置の基準違反に対する措置 .....	12
3.	給水の停止等 .....	12
4.	給水管の切断 .....	13
V	給水装置の工事及び費用.....	14
1.	構造及び材質 .....	14
2.	給水装置の新設等の申込み .....	14
3.	工事の施工.....	14
4.	工事施工後の処置.....	15
5.	指定給水装置工事事業者.....	15
6.	給水装置使用材料.....	15
7.	給水管及び給水用具の指定 .....	15
8.	工事の費用負担等.....	16
9.	口径別納付金 .....	16
10.	給水装置の変更 .....	17
VI	工事負担金 .....	18
1.	配水管の工事負担金 .....	18
2.	かし担保.....	18
3.	工事負担金.....	18
VII	貯水槽水道 .....	19
1.	貯水槽水道に関する企業管理者の責務 .....	19
2.	貯水槽水道の設置者の責務 .....	19

VIII	罰	則.....	20
1.	罰	金.....	20
2.	過	料.....	20
IX	補	則.....	20
1.	補	則.....	20

# I 総 則

## 1. 適 用

- (1) 飯塚市水道事業の給水について、料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項は、「飯塚市水道事業給水条例」及び「飯塚市水道事業給水条例施行規程」で定められています。
- (2) この飯塚市水道事業給水に関するご案内（以下「給水のご案内」といいます。）の内容は、令和4年4月1日時点での「飯塚市水道事業給水条例」及び「飯塚市水道事業給水条例施行規程」に基づくものです。

## 2. 定 義

次の用語は、この給水のご案内においてそれぞれ次の意味で使用します。

### (1) 給 水 装 置

配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいいます。

### (2) 一 般 用

浴場用、特別用、私設消火栓及び共用に属しないその他の用途に使用するものをいいます。

### (3) 浴 場 用

福岡県公衆浴場法施行条例(昭和63年福岡県条例第3号)第2条第1号に規定する普通公衆浴場に使用するものをいいます。

### (4) 特 別 用

原水又は浄水を分水するものをいいます。

### (5) 口 径

市の水道メーター(以下「メーター」といいます。)の口径をいいます。

### (6) 定 例 日

料金算定の基準日として、あらかじめ企業管理者が定めた日をいいます。

### 3. 給水装置の種類

給水装置は、次の3種とします。

- (1) 専用給水装置  
1世帯(1戸)又は1箇所(1事業所)で専用するもの
- (2) 共用給水装置  
2世帯(2戸)又は2箇所(2事業所)以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓  
消防用に使用するもの

### 4. 共用給水装置の位置

共用給水装置の位置は、屋外とします。

### 5. 給水装置の所有者の代理人

給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は企業管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理していただくため、市内に居住する代理人を置く必要があります。

### 6. 総代理人の選定

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、給水装置の使用者のうちから総代理人を選定し、企業管理者に届け出る必要があります。
  - ア. 給水管を共有するとき。
  - イ. 共有の給水装置を使用するとき。
  - ウ. 前2号に掲げる場合のほか、企業管理者が必要と認めたとき。
- (2) 企業管理者は、前項の総代理人を不相当と認めたときは、変更させることができます。

### 7. 同居人等の行為等に対する責任

給水装置の使用者は、その家族、同居人、使用人その他従業者等の行為についても飯塚市水道事業給水条例に定める責任を負うこととなります。

## 8. 給水装置の管理

- (1) 給水装置の使用者は、水が汚染されることのないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異常があると認めたときは、直ちに修繕その他必要な処置を企業管理者に届出してください。
- (2) 前項の規定による届出がなくても企業管理者がその必要を認めたときは、修繕その他必要な処置をすることができます。
- (3) 前2項の修繕に要した費用は、使用者又は所有者の負担とします。

## II 料金及び手数料

### 1. 料金の支払義務

- (1) 水道料金(以下「料金」といいます。)は、給水装置使用者又は総代人から徴収します。
- (2) 給水管を共有して使用する料金及び共用給水装置の料金は、各使用者が連帯して、その納付義務を負担するものとします。
- (3) 料金は、給水の制限をした場合においても徴収します。

### 2. 料 金

料金は、「飯塚市水道事業給水条例」に定めるとおりとします。

[参考] 給水料金（「飯塚市水道事業給水条例」より）

※令和4年4月1日現在

種別、口径及び用途		料率		基本料金		従量水量及び従量料金(1箇月につき)(1m <sup>3</sup> につき)						
		水量	料金	水量	料金	11m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで		21m <sup>3</sup> から50m <sup>3</sup> まで		51m <sup>3</sup> から100m <sup>3</sup> まで		101m <sup>3</sup> 以上
専 用	一 般 用	13mm	5m <sup>3</sup> まで	1,100円	155円	195円	240円	265円	101m <sup>3</sup> 以上	75円	600円	企業管理者が別に定める額
			10m <sup>3</sup> まで	1,230円								
		20mm	5m <sup>3</sup> まで	1,660円								
			10m <sup>3</sup> まで	1,790円								
		25mm	5m <sup>3</sup> まで	2,120円								
			10m <sup>3</sup> まで	2,250円								
		40mm	4,220円									
		50mm	7,860円									
		75mm	17,000円									
		100mm	27,700円									
150mm以上	61,200円											
浴場用	100m <sup>3</sup> まで	9,200円	101m <sup>3</sup> 以上1m <sup>3</sup> につき 75円									
私設消火栓用		演習1回10分ごとにつき 600円										
特別用		企業管理者が別に定める額										

- 1 口径とは、メーターの口径をいいます。
- 2 上表により算出した金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とします。ただし、その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

### 3. 料金の算定

- (1) 料金は、2箇月ごとの定例日にメーターの点検を行い、その使用水量をもって料金を算定します。この場合における使用水量は、各月均等に使用したものとみなします。
- (2) 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、企業管理者はこれを変更することができます。

### 4. 料金の徴収期

料金は、2箇月分を1期分とし、当該年度の最初に徴収するものを第1期分といい、以下順次第2期分、第3期分、第4期分、第5期分及び第6期分といいます。

### 5. 料金の納期限

料金の納期限は、毎定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ企業管理者の定めた日をいいます。)の属する月の翌月の月末までとします。ただし、企業管理者が特に必要と認めたときは、納期限を変更することができます。

### 6. 水量の認定

- (1) 企業管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認定し、又はその用途の適用を定めます。
  - ア. メーターに異状があったとき。
  - イ. 料率の異なる2種以上の用途に使用するとき。
  - ウ. その他使用水量が不明のとき。
- (2) 使用水量の認定は、従前の使用水量その他の事実を考慮して企業管理者が行います。

### 7. 共用給水装置の水量認定

共用給水装置の水量は、各世帯均等とみなします。ただし、企業管理者が必要と認めるときは、各世帯の水量を認定することがあります。

## 8. 特別な場合における料金の算定

- (1) 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用を中止したときの料金は、1箇月とみなして算定します。
- (2) 月の中途においてその用途又は口径に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用します。

## 9. 料金の前納

- (1) 一時給水その他の場合において、企業管理者が必要と認めたときは、給水装置の使用申込みの際、企業管理者が定める料金を前納させることができます。
- (2) 前項の料金は、使用中止の届出があったときに精算します。ただし、届出のない場合は、企業管理者が使用中止の状態にあると認めたときに、これを精算します。
- (3) 一時給水の前納金として企業管理者が必要と認める額を給水装置の使用申込みの際、メーター滅失補償金として寄託させるものとします。

## 10. 用途その他の認定

用途その他算定基準に関する届出が事実と相違するときは、企業管理者がこれを認定します。

## 11. 料金の徴収方法

- (1) 料金は、納入通知書又は口座振替その他企業管理者が定める方法により2箇月ごとに徴収します。ただし、企業管理者が必要と認めたときは、この限りではありません。
- (2) 給水を中止し、又は廃止したときは、随時料金を徴収します。

## 12. 料金の分割納付

次の各号のいずれかに該当するときは、本人の申出により調査のうえ企業管理者が妥当であると認めたときは、分割納付をすることができます。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けている者
- (2) その他企業管理者が特に必要と認めた者

### 13. 中止又は廃止の届出

中止又は廃止の届出をしなかったときは、使用しない場合でも料金を徴収することがあります。

### 14. 手数料

- (1) 手数料は、「飯塚市水道事業給水条例」に定めるとおりとします。
- (2) 手数料は、区分により申込者から申込みの際これを徴収します。ただし、督促手数料は、料金徴収の際これを徴収します。
- (3) 前項の手数料は、還付いたしません。

[参考]手数料(「飯塚市水道事業給水条例」より抜粋) ※令和4年4月1日現在

種別		口径	単位	金額
1	設計審査手数料	20mm以下	1件につき	750円
		25mm以上	1件につき	1,500円
2	しゅん工検査手数料	20mm以下	1件につき	1,500円
		25mm以上	1件につき	3,000円
3	督促手数料	1通につき		100円
4	公簿、公文書、図面の閲覧	1件につき		300円
5	公簿、公文書、図面の写し	日本標準規格 A列3判	1枚につき	300円
6	諸証明手数料	1通につき		300円
7	登録手数料	指定工事業者	交付1件につき	10,000円

### 15. 料金、手数料等の軽減又は免除

企業管理者が必要と認めたときは、納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができます。

減免については、次に該当するとき、その全部又は一部を減免することができます。

#### (1) 納付金

- ア. 生活保護法による生活扶助を受けている者が給水装置を新設し、本人の申出により調査の上妥当であると認めたとき。
- イ. 共用栓又は一時用を新設するとき。
- ウ. 給水装置の口径を変えないで同一敷地内に位置を変更するとき。

- エ. 企業管理者がアからウまでのほか特に必要と認めたとき。
- (2) 水道料金
- ア. 企業管理者が特に必要と認めたとき。

## Ⅲ 給 水

### 1. 給水の原則

- (1) 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は「飯塚市水道事業給水条例」の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはありません。
- (2) 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- (3) 給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生ずることがあっても、市は、その責任を負いません。

### 2. メーターの設置

- (1) 給水量は、メーターにより計算します。ただし、企業管理者がその必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- (2) メーターは給水装置(共同住宅等において、子メーターを設置する場合は、貯水槽以下の装置)に設置し、その位置は企業管理者が定めます。
- (3) 使用者がメーターの位置を変更しようとするときは、企業管理者に届出してください。ただし、その変更に必要な費用は、届出者の負担とします。

### 3. メーターの貸与

- (1) メーターは、企業管理者が設置して給水装置の所有者又は使用者が保管してください。
- (2) 前項の保管者は、善良な企業管理者の注意をもってメーターを管理してください。
- (3) 保管者が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は損傷した場合は、企業管理者が定める損害額を弁償することとなります。

#### 4. メーターの保管責任

- (1) メーターの保管者は、次に掲げる措置をしてください。
  - ア. 盗難の場合は、直ちに最寄りの警察官派出所に届け出てください。
  - イ. 前号の措置を終えた後、企業管理者に届け出てください。
- (2) 損害の弁償額は、時価により企業管理者が定めます。

#### 5. 給水契約

- (1) 給水を受けようとする者は、給水装置使用の届出と同時に市と給水契約を締結したものとします。
- (2) 前項の契約は、中止し、又は廃止したとき解約したものとします。

#### 6. 届 出

- (1) 給水装置の使用者、所有者又は総代人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ企業管理者に届け出をしてください。
  - ア. 給水装置の使用を開始し、中止し、又は廃止するとき。
  - イ. 料率の異なる2種以上の用途に使用するとき。
  - ウ. 消火演習に使用するとき。
  - エ. 一時用に使用するとき。
- (2) 給水装置の使用者、所有者又は総代人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに企業管理者に届け出をしてください。
  - ア. 前使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し、引き続いて使用するとき。
  - イ. 給水装置の用途に変更があったとき。
  - ウ. 総代人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
  - エ. 給水装置の所有権の変更があったとき。
  - オ. 共用給水装置の使用世帯数に異動があったとき。
  - カ. 消火に使用したとき。

## 7. 私設消火栓の使用

- (1) 私設消火栓は、規程で定める場合を除き、消防又は消防演習以外に使用できません。
- (2) 私設消火栓を消防演習に使用するときは、市係員の立会いが必要です。

## 8. 給水装置及び水質検査

- (1) 給水装置の機能又は水質について、使用者又は所有者から検査の請求があったときは、企業管理者がこれを行い、検査の結果を使用者に通知します。
- (2) 前項の検査において特別の費用を要するときは、その実費額を徴収します。

## IV 管 理

### 1. 検査等及び費用負担

- (1) 企業管理者は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、適当な処置をさせ、又は自らこれを行うことができます。
- (2) 前項の措置に要する費用は、措置をさせられた者の負担とします。

### 2. 給水装置の基準違反に対する措置

- (1) 企業管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」といいます。)第5条に規定する基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができます。
- (2) 企業管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者に対する給水を停止することができます。ただし、法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではありません。

### 3. 給水の停止等

企業管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者等に対し、その理由が継続する間、給水を停止することがあります。

- (1) 使用者が、料金又は手数料その他、「飯塚市水道事業給水条例」の規定により納付すべき金額を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 使用者が、正当な理由がなく、使用水量の計量又は検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 「飯塚市水道事業給水条例」の規定により納付すべき金額を免れようとして詐欺その他不正の行為をしたとき、及び係員の職の執行を拒み、又はこれを妨害するなどの公務執行妨害の行為をしたとき。
- (4) 正規の手続を経ず給水工事を行い、又は給水装置を使用したとき。
- (5) 給水栓を汚染のおそれがある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、企業管理者が管理上必要があると認めたとき。

#### 4. 給水管の切断

企業管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で管理上必要があると認めたときは、給水管を切断することができます。

- (1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用見込みがないと認めたとき。

## V 給水装置の工事及び費用

### 1. 構造及び材質

- (1) 給水装置の新設、増改又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を政令第6条に定める基準に適合させる必要があります。
- (2) 給水装置の新設、増改又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令第6条に定める基準に適合する材質を使用してください。

### 2. 給水装置の新設等の申込み

- (1) 給水装置の新設、増改、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」といいます。)第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、企業管理者の定めるところにより、あらかじめ企業管理者に申し込み、その承認を受けてください。
- (2) 前項の申込みにあたり、企業管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることがあります。
- (3) 利害関係人の同意書は、次の各号のいずれかに該当する場合に提出するものとします。
  - ア. 給水装置の新設及び撤去工事を申込みの際、申込者が土地又は家屋の所有者でないとき。
  - イ. 他人の給水装置から分岐して給水装置の申込みをするとき。
- (4) 工事申込みの有効期限は、申込みの日から60日以内とします。

### 3. 工事の施工

- (1) 給水装置工事は、法第16条の2第1項の規定により企業管理者が指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」といいます。)が行う必要があります。
- (2) 前項の場合において、あらかじめ企業管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に企業管理者の工事検査を受けてください。

#### 4. 工事施工後の処置

給水装置工事施工の際、その工事に必要な部分の建造物及び土地に対し、取壊し又は掘削等に対する原形復旧については、市はその責任を負いません。

#### 5. 指定給水装置工事事業者

指定給水装置工事事業者とは、給水装置の申込者が施工を委託しようとする者で、企業管理者の許可を受けてその給水装置工事に従事する業者をいいます。

#### 6. 給水装置使用材料

- (1) 企業管理者は、設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該審査又は検査に係る給水装置工事で使用される材料が政令第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができます。
- (2) 企業管理者は、前項の規定により企業管理者が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することがあります。

#### 7. 給水管及び給水用具の指定

- (1) 企業管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付け口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができます。
- (2) 給水管は、口径が50ミリメートル以下のものについては耐衝撃性硬質塩化ビニール管、口径が75ミリメートル以上のものについてはダクタイル鋳鉄管とする。ただし、企業管理者が認める場合は、口径の75ミリメートル及び100ミリメートルについて、水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニール管を使用することができます。
- (3) 企業管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付け口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができます。

## 8. 工事の費用負担等

- (1) 給水装置の工事費は、工事申込者の負担とします。
- (2) 公道内に属する部分の給水装置は、工事申込者から寄付採納を受け、企業管理者が管理します。

## 9. 口径別納付金

- (1) 給水装置の新設又は増径工事(既設の口径を増大する工事をいう。以下同じ。)をしようとする者は、「飯塚市水道事業給水条例」で定める口径別納付金(以下「納付金」といいます。)に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を工事申込みの際納入してください。ただし、その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとします。
- (2) 納付金の額は、検針するメーターの口径によるものとします。ただし、遠隔指示メーター(以下「遠隔メーター」といいます。)を設置し、各世帯ごとに企業管理者の検針を受けようとする場合は、親メーターの口径による額とします。
- (3) 増径工事に係る納付金は、新口径に係る納付金と旧口径に係る納付金の差額とします。
- (4) 共同住宅等での給水装置の新設工事において、企業管理者による子メーター(貯水槽以下の装置に設置するメーターをいう。以下同じ。)の設置を希望する場合の納付金は、子メーターの口径及び個数に応じた額とします。
- (5) 既に遠隔指示メーター等を設置している共同住宅等において、企業管理者による子メーターの設置を希望するときは、遠隔指示メーター等の所有者は、子メーターの口径及び個数に応じた額に2分の1を乗じた額(口径が150ミリメートル以上の場合は、企業管理者が別に定める額)を納入してください。
- (6) 既に納められた納付金は、工事申込みを取り消したときを除き、還付しません。
- (7) 前各項に定めるもののほか、必要な事項は、企業管理者が規程で定めます。

[参考]口径別納付金（「飯塚市水道事業給水条例」より） ※令和4年4月1日現在

水道メーターの口径	納付金
13ミリメートル	50,000円
20ミリメートル	135,000円
25ミリメートル	220,000円
40ミリメートル	675,000円
50ミリメートル	1,000,000円
75ミリメートル	2,500,000円
100ミリメートル	4,250,000円
150ミリメートル以上	企業管理者が別に定める額

納付金に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を工事申込みの際納入してください。

## 10. 給水装置の変更

配水管の移転その他の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者の同意がなくても企業管理者が施行することができます。

## VI 工事負担金

### 1. 配水管の工事負担金

- (1) 企業管理者は、給水申込みに応じるため新たに配水管を布設する必要がある場合には、当該給水申込者に工事費を負担していただくことがあります。
- (2) 前項の工事負担金の額は、当該配水管の布設に要する費用の総額を超えない範囲内で企業管理者が定めます。

### 2. かし担保

給水装置工事に関するかし担保責任の存続期間は、目的物引渡しの日から1年以内とします。

### 3. 工事負担金

- (1) 給水申込者に工事負担金を負担させて配水管布設工事を施工する範囲は、給水区域内において自己の生活に供するための住宅に給水を受ける場合とします。
- (2) 前項の規定により給水の申込みをしようとする者は、あらかじめ配水管布設申請書を企業管理者に提出してください。
- (3) 企業管理者は、前項の申請書の内容を審査し、事業の運営に支障がないと認めるときは、当該配水管布設工事の設計額に基づき工事負担金の額を決定し、申込者に通知します。
- (4) 前項の設計額は、企業管理者が別に定める工事一位代価表その他により算出するものとします。
- (5) 工事負担金の算出基準は、企業管理者が別に定めます。
- (6) 工事負担金は、企業管理者が指定する日までに納入してください。ただし、企業管理者がその必要がないと認めたときは、この限りではありません。
- (7) 前項の指定の日までに、工事負担金を納入しないときは、第2項の申込みを取り消したものとみなします。ただし、企業管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りではありません。

## Ⅶ 貯水槽水道

### 1. 貯水槽水道に関する企業管理者の責務

- (1) 企業管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいいます。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができます。
- (2) 企業管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとします。

### 2. 貯水槽水道の設置者の責務

- (1) 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいいます。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けてください。
- (2) 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道(以下「小規模貯水槽水道」といいます。)の設置者は、別に定めるところにより、当該小規模貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めてください。

## Ⅷ 罰 則

### 1. 罰 金

飯塚市水道事業給水条例に違反し、みだりに配水管から給水の設備を設けて給水する行為をなした者は、10万円以下の罰金に処します。

### 2. 過 料

- (1) 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処します。
  - ア. 承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をした者
  - イ. 正当な理由がなくて、給水装置の変更の工事施行、メーターの設置、使用水量の計量、検査並びに給水の停止を拒み、又は妨げた者
  - ウ. 給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (2) 詐欺その他不正の行為により料金又は手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処します。

## Ⅸ 補 則

### 1. 補 則

「飯塚市水道事業給水約条例」及び「飯塚市水道事業給水条例施行規程」に定めるもののほか、必要な事項は、企業管理者が定めます。